



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 新潟交通株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 丈二
(コード番号 9017 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 古川 公一
(TEL. 025-246-6335)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 102 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、今後も適切な人材を広く招聘することができるようにするため、会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第 32 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款第 32 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 32 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 41 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第 32 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 33 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 42 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 43 条～第 48 条 (現行どおり)</p>

以 上